**令和元年第９回相談支援事業所連絡会での計画相談に関する加算について回答**

　　　　　　　　　　 日にち：令和元年12月19日（木）

時　間：午後1時30分 ～午後3時30分

場　所：KOCO・ジャム2階多目的室

**◆ 計画相談に係わる加算について（障害福祉課より）**※回答資料より抜粋

国分寺市障害福祉課岩淵職員より

■相談支援専門員からの質問に対する回答：前回，即答できなかった分の追記回答である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 利用者負担上限額加算に関する項目 | 請求条件は，毎月モニタリング実施が必要であるか。 | 毎月モニタリング実施が必要であり，且つ本体請求と合わせて行う。 |
| 初回加算に関する項目 | セルフプラン作成をしていたケースを相談員が初めて計画作成する場合は請求可能か？ | **請求可能である。ただし，別事業所から引き継いだ場合は算定不可。前６か月間の利用がないとは利用実績ではなく，サービスの支給自体を指すため，地域相談支援や障害福祉サービスの利用実績がなくても支給決定されている期間が前６か月間中にあれば請求不可。（新規以外は更新されていない方や一旦サービス廃止された方が想定される）（事業者ハンドブックP.967）。** |
| 居宅介護支援事業所等連携加算に関する項目 | 現在就労継続支援B型事業利用で，今後デイサービスを併給利用するケースがある。介護保険の手続きをお手伝いしていて，介護保険は新規利用。この場合に加算の対象となるのか？ | 対象となる。ただし，基本的には，65歳以上の利用者についてはケアマネジャーに移行していく。相談支援専門員がモニタリングした内容の情報提供は．加算の対象となるが，その場合ケアマネジャーに直接出向くなどにより，心身の状況や生活環境及び利用状況について説明を行う必要がある（事業者ハンドブックP.977）。情報提供だけではなく，Q＆Aに記載のあるような協力が必要となる。 |
| 退院・退所時加算に関する項目 | 左記の加算が取れなかった場合には，入院時情報提供加算をとればよいのか？ | 退院・退所時の加算の条件として，サービス内容や量の変更及び追加等調整を行ったうえでサービス等利用計画作成が必要となる。入院時及び退院時の加算は要件がそれぞれ異なるため，要件を満たしていれば両方請求できる。 |
| 入院時情報提供加算に関する項目 | 退院前の関係者会議を実施したが退院しなかったケースはどうするか？ | 入院中の支援が対象となる。関係者会議を実施した場合は，加算請求可能。特に書類の提出は無い。参加者，討議内容，結論，検討した内容の記載必要。退院しなかった場合でも関係者会議等要件を満たしていれば請求は可能。 |
| 医療・保育・教育機関等連携加算に関する項目について | 加算対象の面談は電話でもよいのか？ | 電話は不可。面談により直接協議等を行い連携する必要がある。また，連携先の他当該利用者やその家族等も同席することが望ましい（事業者ハンドブックP.979） |
| 特定事業所加算に関する項目 | 常勤の捉え方について，専任で週40時間が条件になるのか？事業所として常勤換算1以上でもよいのか？ | 各事業所で取り決めている常勤の勤務すべき時間数を満たす者を常勤者としてみなす。併設された事業所を兼務する者も対象となる。（事業者ハンドブック指定基準編P.15） |
| サービス提供時モニタリングに関する項目 | モニタリング該当月以外の訪問について請求可能か？ | 請求可能。（事業者ハンドブックP.958） |

以下，追加の質問等（A.市役所）

|  |  |
| --- | --- |
| Q.A. | 特定事業所加算に関する項目について，兼務の職員も換算可能か？常勤の職員全てが兼務でやっている。頭数でカウントしてよいか？特定事業所加算の算定要件について，H.27のネット資料で，常勤の相談支援専門員の換算QAに「常勤とは，指定障害者サービス事業所における勤務時間数が，当該事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数のことであり，1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は，32時間を基本とする。」と書いてある。各事業所で捉え方が異なることが前提になると思うが。32時間とは，常勤職員の定義なのか否か。－常勤の定義となるため，常勤者や兼務者の場合であっても該当事業所に1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は，カウントできない。（事業者ハンドブック指定基準編P.15） |
| Q.A. | 特定事業所加算について，質問表に記載がないが，前回質問した事項として，単位の掛かり方(収入時)の確認をしたい。加算単位の考え方について，利用者各々につくのか，事業所毎につくと捉えて良いのか。－利用者各々に加算できる。 |
| Q.A. | 居宅介護支援事業所等連携加算の項目で，生保みなし2号は，ケアマネジャーとのダブル(両)プラン立てである。その場合，障害分野が先にプランを立てていて，後から，ケアマネジャーが入ってくるが，それ自体を移行とみなすのか。この加算は該当するかしないのか？－介護移行とみなし，加算対象となる。 |
| Q.A. | サービス提供時モニタリングに関する項目で，訪問して，項目の記録があれば，加算だけでもとれるか？－その通りである。利用者1人につき，1月に1回が限度である。 |
| Q.A. | (入)退院時情報提供加算について，計画変更がなくても，モニタリング月でもない場合，加算がとれるか？－請求不可。サービス利用支援費に併せて請求する。 |

・その他の不明点は，直接障害福祉課に問い合わせていただいても構わない。

**以上**